

## 嶺南広域行政組合情報公開条例の施行状況（令和5年度）

情報公開請求：0件

### <根拠条例>

#### 嶺南広域行政組合情報公開条例（抜粋）

（情報公開請求者）

第9条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関が保有する情報の公開（第5号の場合は、利害関係を有する情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 嶺南広域行政組合構成市町（以下「構成市町」という。）に住所を有する個人
- (2) 構成市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 構成市町の仕事所又は事業所に勤務する個人
- (4) 構成市町の学校に在学する個人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（管理者による運用状況の公表）

第20条 管理者は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、住民に公表しなければならない。